

燃油・肥料高騰緊急対策実施要綱

第1 趣旨

近年の燃油価格の大幅な上昇は、農業経営費に占める燃油費の割合が高い施設園芸を中心として経営状況の悪化を招いており、さらに、肥料価格についても、平成20年7月の価格改定により大幅に上昇したことから、今後、これらの価格高騰が農業経営に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

このような状況を受け、将来にわたって国民に対して良質な農産物を安定的に供給していく観点から、燃油の使用量や化学肥料の施用量の低減に資する技術や取組の導入を進め、コスト低減体系への転換を図ることが急務となっている。

このため、燃油使用量又は化学肥料の施用量を低減する取組、燃油使用量の大幅な低減に資する先進的加温設備の導入、効率的施肥技術の導入等に対する支援により、生産資材の高騰に耐えうる農業生産体制の確立を図り、省エネルギー・省資源型の農業生産体系への構造転換を促進することとする。

第2 事業実施主体

- 1 本対策に係る事業の事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たし、原則として都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会とする。
- 2 事業実施主体は、第3に定める事業を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより、運営等に係る規約等を定め、1の要件を満たすことについて、当該事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）の承認を受けなければならない。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体が1の要件を欠いたと認めた場合又は第3に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認めた場合には、生産局長が別に定めるところにより、この承認を取り消すことができる。

第3 対策の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業その他本対策の推進上必要な取組を行うものとする。

- 1 肥料・燃油高騰対応緊急対策事業
別紙1に基づき、燃油使用量又は化学肥料の施用量の一層の低減に取り組む農業者の組織する団体に対し助成金を交付する。
- 2 施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業
別紙2に基づき、施設園芸における先進的加温設備の導入を通じて燃油使用量の低

減実証に取り組む農業者の組織する団体に対し助成金を交付する。

3 施肥体系緊急転換対策事業

別紙3に基づき、効率的施肥技術の導入等により肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証に取り組む団体に対し助成金を交付する。

4 燃油・肥料高騰緊急対策推進事業

別紙4に基づき、1から3までの事業の適切かつ円滑な実施に資するため、農業者の組織する団体が事業実施主体に提出する事業実施計画の審査、事業実施の確認等に係る業務を行う。

第4 対策の実施期間

本対策の実施期間は、平成21年12月31日までとする。

第5 助成措置

国は、予算の範囲内において、事業実施主体が本対策を実施するのに必要な資金を積み立てるため、事業実施主体に対して助成金を交付するものとする。

第6 業務方法書

事業実施主体は、本対策により積み立てた資金から第3の1から3までの事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

第7 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本対策に係る事業計画書を作成し、当該事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業計画書の審査及び承認に当たっては、関係者で構成する検討会を開催し、その公平性の確保に努めるものとする。
- 3 生産局長が別に定める事業計画書の重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

第8 報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本対策の実施状況等について地方農政局長等に報告するものとする。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、本対策の実施につき、必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月16日から施行する。

(別紙1)

肥料・燃油高騰対応緊急対策事業

第1 事業の目的

燃油及び化学肥料の価格が大幅に高騰する中、燃油（施設栽培において加温を目的に使用されるものに限る。以下同じ。）の使用量及び化学肥料の施用量の低減に資する取組を支援することにより、低コスト型の農業生産体系への構造転換を促進し、農業経営の体質強化を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

1 事業実施者

肥料・燃油高騰対応緊急対策事業（以下「緊急対策事業」という。）の事業実施者は、燃油の使用量又は化学肥料の施用量の低減に取り組む生産局長が別に定める農業者の組織する団体とする。

2 取組の助成要件

緊急対策事業の支援の対象となる取組は、事業実施者が行う次に定める燃油使用量の低減の取組又は化学肥料の施用量の低減の取組とする。

(1) 燃油使用量の低減の取組

ア 本取組は、次の全ての要件を満たす燃油使用量の2割以上の低減に資する技術の利用又は取組（以下「技術等」という。）により、燃油使用量の一層の低減を図るものとする。

(ア) 事業年において、生産局長が別に定める燃油使用量の低減に効果の高い技術等を利用して生産を行っていること。

(イ) 事業年において、燃油使用量の低減に資する技術等を新たに1以上導入していること。

イ 導入技術等により燃油使用量の低減割合を判定することが困難な場合にあつては、事業年の燃油使用量が基準年の燃油使用量より2割以上低減していることをもって支援の対象とする。

(2) 化学肥料の施用量の低減の取組

ア 本取組は、次の全ての要件を満たす化学肥料の施用量の2割以上の低減に資する技術等により、化学肥料の施用量の一層の低減を図るものとする。

(ア) 事業年において、生産局長が別に定める化学肥料の施用量の低減に効果の高い技術等を利用して生産を行っていること。

(イ) 事業年において、化学肥料の施用量の低減に資する技術等を新たに1以上導

入していること。

イ 導入技術等により化学肥料の施用量の低減割合を判定することが困難な場合等にあつては、事業年の化学肥料の施用量が基準年の化学肥料の施用量より2割以上低減していることをもって支援の対象とする。

3 助成額

(1) 燃油使用量の低減

燃油使用量の低減に取り組む事業実施者に対する国の助成額は、事業年の燃油費と基準となる燃油費との差額の7割とする。

(2) 化学肥料の施用量の低減

化学肥料の施用量の低減に取り組む事業実施者に対する国の助成額は、事業年の肥料費と基準年の肥料費との差額の7割とする。

第3 事業実施等の手続

- 1 緊急対策事業に取り組もうとする事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、事業実施者の所在地を事業対象区域とする事業実施主体に提出の上、承認を受けるものとする。
- 2 事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対して事業実績報告書を提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実績報告書の内容を確認するものとする。

(別紙2)

施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業

第1 事業の目的

燃油の価格が大幅に高騰する中、施設園芸における省エネルギー効果の高い先進的な加温システムの導入に対して支援を行うことにより、省エネルギー型の農業生産体系への構造転換を促進し、農業経営の体質強化を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

1 事業実施者

施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業（以下「省エネルギー技術推進事業」という。）の事業実施者は、燃油（施設栽培において加温を目的に使用されるものに限る。以下同じ。）の使用量の低減に取り組む生産局長が別に定める農業者の組織する団体とする。

2 取組の助成要件

省エネルギー技術推進事業の支援の対象となる取組は、生産局長が別に定める省エネルギー化計画を作成した事業実施者が行う、先進的加温設備の導入を通じた燃油使用量の大幅な低減を行うことの実証とする。

3 助成額

2の実証に取り組む事業実施者に対する国の助成額は、実証に要する事業費の2分の1以内とする。

第3 事業の実施等の手続

1 省エネルギー技術推進事業に取り組もうとする事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、事業実施者の所在地を事業対象区域とする事業実施主体に提出の上、承認を受けるものとする。

2 事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対し、本事業の事業実績報告書を提出するものとする。

(別紙3)

施肥体系緊急転換対策事業

第1 事業の目的

化学肥料の価格が大幅に高騰する中、肥料コストを低減する施肥体系への転換を推進するため、土壌診断による施肥設計の見直しを進めるほか、たい肥の活用や局所施肥技術の導入等、新たな施肥体系への転換実証を支援する。

第2 事業の内容等

1 事業実施者

化学肥料の施用量の低減等に向けた施肥体系への転換を推進する生産局長が別に定める農業者の組織する団体又は普及指導機関や試験研究機関等が参画する協議会組織等とする。

2 対象とする取組等

施肥体系緊急転換対策事業（以下「転換対策事業」という。）において支援の対象とする取組は、生産局長が別に定めるところにより実施される以下の取組とする。

- (1) 土壌診断に基づく施肥設計の見直し
- (2) 肥料コストを低減する新しい施肥体系への転換実証

3 事業の取組期間

転換対策事業の取組期間は、生産局長が別に定めるところによる。

4 助成額

2の取組を行う事業実施者に対する国の助成額は、(1)については定額、(2)については実証に要する事業費の2分の1以内とする。

第3 事業の実施等の手続

1 転換対策事業に取り組もうとする事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、事業実施者の所在地を事業対象区域とする事業実施主体に提出の上、承認を受けるものとする。

2 事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対して、事業終了後に事業実績報告書を提出するものとする。

3 事業実施主体は2の報告を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙4)

燃油・肥料高騰緊急対策推進事業

第1 事業の目的

燃油・肥料高騰緊急対策の効果を十全に発揮させるため、本対策の趣旨の徹底、適切な審査等の実施、取組の実施確認等により、本対策の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第2 事業の内容

1 燃油・肥料高騰緊急対策推進事業（以下「推進事業」という。）の対象事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 推進・指導

事業実施主体は、本対策の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、対策の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。

(2) 交付事務

事業実施主体は、事業実施者から提出された申請書等の審査、事業実施者に対する助成金の交付等を行うものとする。

(3) 実施確認

事業実施主体は、助成金の対象となる取組について、実施確認を行うものとする。

(4) その他必要な事項

2 助成額

推進事業を実施する事業実施主体に対する国の助成額は、定額とする。